

第130回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和3年12月6日（月）10時00分～11時00分

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

【委 員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

【審議協力者（各府省等）】

藤原 翔（東京大学社会科学研究所准教授）、経済産業省、東京都

【調査実施者】

総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室：谷道室長、奥野企画官ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、小山次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 題 就業構造基本調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 若干定刻を過ぎておりますが、ただいまから第130回人口・社会統計部会を開催いたします。

皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただきありがとうございます。

本日も前回同様、私以外の皆様はウェブで御参加いただいております。

ネットワークの状況などに細心の注意を払いつつ進めさせていただきますが、途中、声が聞きづらいなど、不具合がございましたら、遠慮なくお知らせください。

本日は、11月4日の第1回、そして、11月22日の第2回の部会に引き続き、「就業構造基本調査の変更」について3回目の審議を行いたいと思います。

これまでの部会で、今回の変更事項については一通り審議を終えておりますが、前回の部会で、テレワークの範囲について再整理を求めたほか、宿題事項ではございませんが、幾つか御報告をしていただく事項がございます。

また、11月24日に開催された第170回統計委員会において、私から部会の審議状況について報告いたしました。

委員会では活発に御議論を頂き、これを受けて、本日予定している総務省統計局からの御説明に加えていただいた事項がございますが、新たに一から議論する必要があると考えられるような御提案はございませんでした。

そこで、本日の部会は、大きく分けて2部構成で行いたいと思います。

第1部として、先日の統計委員会での議事概要を事務局から紹介していただいた上で、総務省統計局に再整理や報告を求めている事項について審議を行いたいと思います。

その後、第2部として、これまでの審議結果を踏まえて作成した答申案について、審議を行いたいと思います。

なお、本日の部会は12時までを予定しております。

ただ、審議状況によっては、少し予定時間を過ぎる場合もあろうかと思いますが、その場合は、御予定のある方は、退席していただいて結構でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の第1部として、先日の統計委員会でのやり取りの御紹介と、前回の部会において、再整理を求められた事項についての審議を行いたいと思います。

まず、事務局から、統計委員会での議事概要について御紹介をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 席上配布と記した「部会の審議状況の報告の際に示された御意見」を御覧ください。

先日開催されました統計委員会における、参加された委員からの御発言について、簡潔に、要旨を紹介します。

統計委員会では、当初の想定どおり、フリーランスの取扱いを中心に多数御意見を頂いたところですが、まず、フリーランスの定義に関し、「実店舗がなく」との要件の必要性について、改めて確認がありました。

この点については、以前の部会においても、内閣官房等により作成されたフリーランスガイドラインに準拠するという観点から説明がなされていたところですが、総務省統計局から、多様な働き方の一つとして、「場所や時間にとらわれない」という観点が重要であり、「実店舗がなく」の要件により、場所的又は時間的な制約がないことを具体化しているなどの説明がありました。総務省統計局から、もしも補足等ありましたら、この後、お願いできればと思います。

また、フリーランスについては様々な定義があり得るところ、今後、様々な表章区分で集計・分析できるようにしてほしいとの意見があり、津谷部会長から、本調査では就業の実態を捉えるための様々な把握事項が用意されているので、他の定義による分析もある程度可能となっている旨、説明いただきました。

次に、フリーランスの要件のうち「知識、スキル」についてです。今回の調査票では、これを判断する直接の調査事項は設けられていませんが、統計委員会では、その把握もやはり有用との意見がありました。これに対し、総務省統計局からは、調査票のEで把握する訓練・自己啓発の状況のほか、A9の「現職に就いた理由」における「知識や技能を生かしたかった」などのデータもあることから、それを活用して分析していきたいとの説明がありました。

今回、知識・スキルについて調査事項を設けないことについては、部会では特に異論は出ていないところですが、部会では、「すべての職業について、その経験や知識、スキルを保有して行っているものであることから、特段の判断基準はない」との説明でした。です

ので、後ほど、調査事項を設けることが難しい理由についても、改めてコメントいただけたらと考えています。

次のページにまいりまして、従業上の地位・雇用形態の選択肢、中でも、「会社などの役員」「自営業主」「内職」の線引き・境界線が分かりにくい旨の御意見がありました。また、統計委員会で発言されたものではないので、資料には記載していませんが、早めに退席された委員から、統計委員会後に「IT業界では、個人事業主ではないが個人で仕事を請け負うプログラマーが多いのだが、内職だろうか」とのコメントが示されたとのことでした。

委員会の場でも、総務省統計局、津谷部会長からお答えいただいている部分がございますが、「役員」「自営業主」「内職」の線引きに関しましては、後ほど総務省統計局から補足説明をしていただきます。

次に、今後の就業希望に関し、どのような形で仕事をしたいのかを把握する調査事項に、フリーランスに該当する選択肢がないとの指摘があり、これについては、総務省統計局から、今後のデータの蓄積を踏まえ、検討していきたい旨の説明がありました。

最後に、椿委員長から、フリーランスやテレワークは、人によって様々な捉え方があり、その全てに対応できるような調査設計は困難と思うが、把握する目的を明確にしながら、部会審議の取りまとめを進めていただきたいとの取りまとめがございました。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、今、御紹介いただいた統計委員会でのやり取りも踏まえつつ、総務省統計局から、再整理事項及び報告事項についての御説明をお願いし、質疑応答は、その後に行いたいと思います。

口頭による御報告も含まれますが、再整理事項としては、「テレワークの範囲について」、それから、報告事項については、おおむね4点ございます。

最初に、調査に当たって用いる各種の用語が示す範囲の明確化、二つ目として、フリーランスと国民経済計算との関係、三つ目として、県内経済圏の集計表の取扱い、四つ目として、知識・スキルについての調査事項を設けることが難しかった理由、についてです。

総務省統計局から御説明をお願いいたします。

そして、そのほか、何か補足説明があれば、この場で、併せてお願いをいたします。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 総務省統計局労働力人口統計室の谷道でございます。資料1に基づきまして、まずは説明申し上げます。

まず、資料1のテレワークの関連でございます。前回の部会におきまして、①、②にございますように、普段仕事を行う事業場・仕事場とは、どういう場所をいうのかということ。例えば、※印にございますように、週3日自宅で仕事をし、週2日は職場で仕事をしている場合はどちらを普段とするのか。あるいは、②として、「普段とは違う場所で仕事すること」以外でどういう場合がテレワークに該当するのかといった御質問を頂いたところでございました。

回答に移りまして、私ども、前回の部会において御指摘いただいたように、調査対象者

に分かりやすくする旨の観点というのが大事だというように改めて検討したところでございます。その中で、これから申し上げます回答のとおりでございますが、今回、「普段仕事を行う事業場・仕事場」ではなくて、「本拠地のオフィス（事業場・仕事場）」ということを用いた方がより調査対象者に分かりやすいだろうということで、「普段仕事を行う」ではなくて、本拠地のオフィスということを用いて定義したいと考えているところでございます。

この中で、資料の①にございますように、本拠地のオフィスについては、雇用者であれば、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の中で、「労働者が情報通信技術を活用して行う事業場外勤務」のことを「テレワーク」と定義しておりますので、「雇用者が所属する事業場（支店、工場など）」を想定しているところでございます。自営業主であれば、税務署に開業届を提出する際に記載する住所などを本拠地のオフィスということで考えているところでございます。

このため、自宅で勤務する頻度の如何に関わらず、本拠地のオフィスと異なる場所でICTを活用した仕事を行っていれば、テレワークに該当するという整理したいということでございます。こちらは在宅勤務も含めて、本拠地のオフィスから離れてICTを活用していればテレワークに該当するというところでございます。

②でございますが、今申し上げた以外のテレワークについては、自営業主の方は本拠地のオフィスが自宅という場合が該当するわけでございます。これは厚生労働省で定めております「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」におきまして、雇人がいない自営業主で、「注文者から委託を受け、情報通信機器を活用して、主として自宅又は自宅に準じた自ら選択した場所において、成果物の作成又は役務の提供を行う就労」ということを「自営型テレワーク」と定義しておりますので、こういった自営型テレワークについても、私ども、同様なものをテレワークに該当することと整理しているところでございます。

したがって、表の形式で整理いたしますれば、次のページにございますように、まず本拠地のオフィスから離れている場合は、これはもうテレワークであるということでございます。在宅勤務も含めてテレワークということでございます。それ以外の場合で、本拠地のオフィスが自宅で、自宅で仕事をしている自営業主の方の場合に、こうした表の中に記載されている自営型テレワークに該当する場合にテレワークであると整理したところでございます。

以上がテレワークの範囲についての整理でございます。

続きまして、3ページ目、各種用語が示す範囲の明確化ということでございまして、特に、今回、記入要領の中でどのように調査対象者に分かりやすく説明するのかというところの御指摘でございます。

回答に記載しておりますように、特に、今回、フリーランスを把握するために、「役員・職員が他にいない」や「実店舗の有無」を追加したところでございます。また、先ほど申し上げたように、テレワークについても併せて説明したいと思っております。

まず初めに、①の「役員・職員が他にいない」ということでございます。これは、従業

上の地位・雇用形態の中で「会社などの役員」を選択した方について、その次に、役員・職員が他にいないのか、あるいは、他にいないのかで分かれるというところがございます。

その中で、「役員・職員が他にいない」というのはどういうことかと申しますと、こちらの四角囲みに記載していますように、回答者が「会社などの役員で、あなた以外に有給の役員及び職員がいない」のが「役員・職員が他にいない」ということとさせていただきます。「あなた以外、無給の役員及び職員のみで事業を行っている場合」というのも「役員・職員が他にいない」ということに含まれますということをお知らせし、明記しようということとさせていただきます。

「実店舗」につきましては、②の四角囲みに記載していますように、「実店舗」とは、事務作業を行うための専用の事務所や、商品・サービス・飲食等を提供するための実在の店舗」と、借りている場合も含めてのことをいいます。また、境界、範囲といいたしでしょうか、個人タクシーや移動販売車などを活用して事業を行っている場合も実店舗に当たりますということをお知らせしております。

ただし、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」にも記載されていますように、「自宅の居住部分の一部を使用して小規模に事業を行う場合や、共有型のオープンスペースであるコワーキングスペースやネット上の店舗で事業を行う場合は「実店舗」には含めません」ということを明記するものとさせていただきます。

また、テレワークにつきましては、今ほど申し上げましたように、四角囲みに記載していますように、「テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用して、本拠地のオフィス（事業場・仕事場）から離れた場所（自宅、サテライトオフィス、出先、移動中の乗り物等）で仕事をする」ということをいいます」ということとさせていただきます。

また、「自営型テレワーク」ということで、「または、雇人のいない事業主が、ICTを活用して、自宅や自宅に準じた場所で、注文者からの委託を受けて仕事をする」ということを明記するものとさせていただきます。

記入要領の中におきましては、こういったような方向性で回答者に分かりやすく御理解いただけるような記載を検討しているところとさせていただきます。

5 ページ目に移りまして、先ほど御質問、御紹介いただきましたように、「会社などの役員」「自営業主」「内職」の違い、特に内職の定義でございます。御質問は、①、②の場合が「内職」となるのかどうかでございます。

回答でございますが、まず、「会社などの役員」「自営業主」「内職」の違いについては、表で整理しておりますような区分で考えているところとさせていただきます。特に「内職」につきましては、こちらに記載していますように、「自宅で材料の支給を受け、人を雇わず、作業所や据付機械などおおがかりな固定的設備を持たないで行う仕事をしている者」のことを「内職」と考えているところとさせていただきます。こちらにつきましても、前回までは記入要領に記載してございませんでしたが、分かりやすくということで、今般、記入要領に追記する予定としているところとさせていただきます。

この表の下側にポツを二つ記載してございますが、整理の一例として以下のような場合があるということとさせていただきます。

一つ目のポツでございますが、「家族経営の小規模店主であっても、会社組織にしてい

ば」、すなわち法人登記していれば「会社などの役員」になって、そうでなければ「自営業主」になるということでございます。そういった意味では、二つ目のポツですが、「自営業主と内職の違いは、基本的に、自宅で材料の支給を受けているかどうかの一つの目安となり、造花の材料の提供を受けて、造花を作る仕事は基本的に『内職』になる」ということでございます。

こうしたことから、今回、①で「副業で自宅にて執筆する場合は「内職」になるのか」、あるいは②で、「IT系で独立し自宅で仕事をするプログラマーは「内職」となるのか」という御質問を頂いておりましたが、①、②ともに材料の提供がないことから「内職」にはならないということございまして、登記などを行っている会社組織であれば「会社などの役員」でございますし、そうでなければ「自営業主」になるということでございます。

以上が内職についての説明でございます。

このほか、先ほど御指摘いただきましたように、3点、口頭ではございますが、報告させていただきます。

まず初めに、フリーランスと国民経済計算の関係でございます。前回、御指摘いただきましたように、国民経済計算のフリーランスの推計についての御質問ということでございました。

こちら、私ども、統計審査官室の御支援も頂きながら、内閣府に確認いたしました。内閣府から回答を頂いておりますので、そちらを紹介するというところで報告させていただきたいと思っております。

内閣府からの回答といたしまして、国民経済計算における混合所得の推計において、現在、年次で調査されている個人企業経済調査を利用しているということでございます。

こちら、今回、5年に一度の調査である就業構造基本調査における自営業者の所得・営業利益を利用することで、現在、推計に利用している個人企業経済調査よりも精度向上に資する可能性はあると考えられるのですが、その一方で、就業構造基本調査では、所得について金額そのものではなくて階層別でしか把握できないという点も踏まえて、利用方法について、今後、検討したいと考えていると、このような旨の回答を頂いたところでございます。

以上が国民経済計算におけるフリーランスの推計についての報告でございます。

続きまして、前回御指摘いただきました、都道府県内経済圏の集計についてです。経済圏について、例えば参考表としてでも公表することができないのかどうかを検討したところでございます。

こちらの経済圏については、もともと集計表の作成を始めたときは、都道府県における就業構造基本調査の調査結果の利用促進ということを目的としていました。しかしながら、今般の検討に当たりまして、利用状況を行政機関、地方公共団体に確認したところ、想定していたような利活用が確認できなかったということと、集計の事務負担を鑑みまして、今回、経済圏の公表は廃止することにしたところでございます。

私どもも参考表としての作成についても検討したところでございますが、実は本調査、様々な集計事項があるため、それらに対応する参考表として集計をあらかじめ行うという

ことは事務負担上難しいということでした。

ただし、御指摘のように研究者のニーズも想定されておりますので、そうしたニーズに個別に対応できるよう、オーダーメイド集計を始め、二次的利用での対応を行ってまいりたいと考えているところでございます。

最後に、フリーランスの要件に関して、特にガイドラインの中でも記載されているような「自身の経験や知識、スキルを活用して」ということではございます。これに関して、特段の調査事項を設けないということではございますが、統計委員会でも御指摘がありましたように、就業希望者を支援する際には講座の受講やスキル等の有無も重要な要素ですので、受講の有無、スキルの有無を把握することも有用ではないのかという御指摘を頂いたところでございます。

こちらに関して、第1回目の部会の繰り返しになり恐縮でございますが、私どもは、全ての仕事において何らか自身の経験や知識、スキルを活用して行っていると考えております。また、経験や知識、スキルについては、例えば、クリエイティブ系のスキルやコミュニケーションのスキル、商品知識など、必ずしも客観的な基準で程度を判断できるものではないということがございますので、調査事項を設けることは不要、あるいは、困難であると考えているところでございます。

もし調査事項として、単にスキルを有していますかというように設けても、やはり何をもってスキルを有しているかという点が調査対象者の主観による回答となりますので、同じ程度のスキルを持った2人でも、本人の意識次第でスキルあり・なしが異なるというのはよろしくないだろうと考えているところでございます。

また、仮に国家試験など何かしらの客観的、外形的な基準の有無とした場合でも、どういった資格が該当するものかという、該当する資格の対象の範囲、あるいは、資格を有しない者が把握されないということで、フリーランスの範囲を制限してしまうこととなってしまおうと考えております。

そのため、本調査においては、フリーランスの把握に当たっては、スキル等の有無については、調査事項とはしていないところでございます。

もちろん、この部会や統計委員会の御審議も踏まえまして、調査票のE欄において、訓練、自己啓発の状況を把握するほか、Aの9、10の中で、現職に就いた理由、あるいは、現在の就業形態に就いている理由の中で、知識や技能を生かしたかった、専門的な技能等を生かせるからというものがございますので、こうした調査事項を用いた分析をしてまいりたいと考えているところでございます。

恐れ入ります。長くなりましたが、以上が回答でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの総務省統計局からの御説明に対し、御質問や御意見のある方は御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

宇南山臨時委員、よろしいでしょうか。

○宇南山臨時委員 ありがとうございます。一つ一つの事項について丁寧に対応いただきましてありがとうございます。非常によく整理されたと思いますので、追加のコメントは

特にありません。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

川口臨時委員はいかがでございましょうか。

○川口臨時委員 私の方からも追加のコメントはありません。どうもありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

佐藤委員、いかがでございましょうか。

○佐藤委員 いずれの項目も大変よく整理されていると伺って伺っておりました。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

藤原審議協力者、もし何かございましたらお願いいたします。いかがでございましょうか。

○藤原審議協力者 特にございません。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

加藤臨時委員、もし何か御質問、御発言がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(加藤臨時委員からチャットにより「自宅で仕事をしていても、材料の提供を受けていない場合は内職に当たらないのか」という旨の質問)

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 加藤臨時委員、チャットでの御質問ありがとうございます。加藤臨時委員からの御質問は、材料の提供を受けていない場合は内職に当たらないのかどうかということですが、この点については、私ども、主に製造業の材料をイメージしておりますので、そのような材料の支給を受けていない場合には、基本的に内職には該当しないと考えているところでございます。

○津谷部会長 加藤臨時委員、よろしいでしょうか。つまり、内職では何らかの形のある物を材料として提供を受けるということであり、デジタル化されたデータや統計を使って行う場合は、内職には当たらないという判断であり、ここで言う「材料」とはそういうものであるということです。いかがでございましょうか。

(加藤臨時委員からチャットにより「了解」の旨の連絡)

○津谷部会長 ありがとうございます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 1点、よろしいですか。

○津谷部会長 どうぞ。

○萩野総務省統計委員会担当室長 その場合には、この材料のところ限定をつけた方がよろしくはないですか。

○谷道総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室長 確かに、今、萩野室長から御指摘いただいたように、私ども、今回の審議を通じて、調査対象者にいかに分かりやすくお伝えするかというのは非常に大きなテーマだと認識しておりますので、こういった内職のところを分かりやすく、今の萩野室長の御指摘も踏まえながら対応してまいりたいと思います。

○津谷部長 では、この内職のところに、自宅で支給を受ける材料というのは実際の物であるということがはっきりと分かるように、表現を工夫して明確化していただくことをお願いしたいと思います。混乱が生じてはいけないと思いますので。

ということで、多くの有用なコメントを頂き、用語の意味について更なる明確化が図られたと思います。構成員の皆様の御意見によると、説明は大変よく整理されて明確であり、これでよいのではないかということであったかと思います。

内山審査官、何かございますか。どうぞ。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。細かいことですみません。先ほどもやり取りがございましたけども、内職の部分です。この部分は、これまで記入要領等に記載されておらず、ホームページ上で、調査結果とセットで公表されている用語の解説として公にされていたものです。

ただ、今回の一連の質疑、皆様の御意見を踏まえて、やはり記入要領の中で用語の定義をきちんと記載して、分かっていた上で回答していただくということが望ましいというように御判断をくださいました。資料の5ページ目のところ、「記入要領に追記する予定」というのはそういう意味でございまして、今回の審議の結果を踏まえて前進が図られるということかと存じます。

「自宅で材料の支給を受け」ということで、材料について、どういったものがここでいう材料なのかということについても具体的に記載されるということですので、より分かりやすくなると考えているところです。

ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。必要となるたびに、繰り返し総務省統計局のホームページを御覧いただくのではなく、用語の定義その他を記入要領に直接記載していただくことで、回答者の利便性も図られるかと思ひますし、事務作業の軽減にもつながるかと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

それでは、先ほども申しましたけれども、この件について、特段の御異論はなく、大変よく整理され明確になったという評価をいただきましたので、御了承を頂いたものとして整理させていただきたいと思ひます。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で、今回の審議事項につきましては、おおむね御説明と確認を終えることができましたと思ひます。

それでは、次に、本日の第2部といたしまして、これまでの審議のまとめに入りたいと思ひます。

資料2を御覧ください。これは、これまでの部会での審議の結果や、統計委員会で示された御意見を踏まえ、事務局とも相談の上、これから取りまとめる答申案のたたき台として作成したものです。

時間が押している中で、取り急ぎまとめた案ですので、細かな表現ぶりを含めて、本日の議論を踏まえて修正する必要がある可能性もあるかと思ひますが、皆様のお力添えを得て、より良いものにしていきたいと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、具体的な審議に入る前に、私が考えている答申案の取りまとめ方法について、御説明いたします。

まず、事務局から、この答申案について簡潔に御説明いただきます。その後、事項ごとに、①部会での審議内容を適切に反映できているか、②他に修正や追記すべき事項はあるかについて、皆様から御意見を頂き、本日の部会で、答申案を取りまとめたいと思っております。

ただ、細かな表現ぶりにつきましては、最終的に私の方で整理させていただく可能性もあるかと思えます。その場合は、部会後の調整を私に御一任いただけたらと思えます。

以上のおり進めたいと思っております。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料2に基づき、答申案の全体構成について、事務局から簡潔に御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、資料2の答申案について説明いたします。

答申の様式につきましては、これまで統計委員会から出されました答申の構成を踏襲したいと考えており、「1 本調査計画の変更」、「2 前回答申における『今後の課題』への対応状況」、「3 今後の課題」の構成としています。

まず、「1 本調査計画の変更」について、(1)の承認の適否と(2)の理由等の構成としており、(2)の理由等については、今回審議していただいた順に項目立てをしておりまして、それぞれ、計画変更の個別内容、審議していただいた内容や結論の方向性を記載しています。

次に「2 前回答申における「今後の課題」への対応状況」については、調査計画の変更に関する審議と併せて御審議いただいておりますので、「1 本調査計画の変更」の該当箇所を参照する形で整理しております。

最後に「3 今後の課題」といたしまして、①フリーランスの的確かつ継続的な集計の実施、②郵送提出の導入による影響の検証の2点について、記載しております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、答申案について、記載事項の順番に御意見を頂けたらと思えます。冒頭の「(1)承認の適否」については、全体評価となりますので、最後に回して、(2)に進ませさせていただきます。

(2)の理由等でございます。

最初に、1ページの「ア 報告を求める事項の変更」について、御確認いただきたいと思います。

まず、「(ア)働き方改革の一連の動き等を踏まえた調査事項の追加等」についてですが、変更内容自体が多岐にわたっておりますので、変更内容を6ページの別紙1にまとめております。

1ページの本文に戻っていただきますと、bのところ、フリーランスについて記載を

しております。

今回のフリーランスの集計は、閣議決定を受けて策定された公的なガイドラインの定義に準拠するものであるとともに、フリーランスが、場所と時間の制約が少ない働き方であることを調査事項として具体化しようとするものであることから、「実店舗の有無」の選択肢を設けることについて、全体的な評価としては、「おおむね適当」としております。

ただし、次の段落では、今回の審議を踏まえ、次のページの図に記載されているとおり、内職については選択肢を設ける必要はない、つまり、「実店舗の有無」の選択肢を設ける必要はないことを指摘したいと考えております。

なお、この部会では、フリーランスの定義についても御議論いただきましたが、それについては、この後の集計事項の変更の部分で取り上げておりますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

それから、フリーランス以外の働き方改革関連につきましては、c及びdのところに記載されているとおり、調査事項の変更そのものについては御了承いただいているかと思っておりますが、この部会での審議において、報告者が調査票に記入するに当たり、紛れが生じるとの懸念が示された「実店舗」「内職」「テレワーク」の定義、それから職種における「運搬」と「輸送」の相違について、調査票の記入要領等において分かりやすく明確に説明するよう指摘してはどうかと考えております。

この部分につきまして、いかがでございましょうか。御発言、御意見ございましたら、お願いいたします。

先ほど、この定義については、総務省統計局から説明いただき、修正を加えて、より明確なものにするということでした。ですので、先ほど頂きました御意見については、対応いただけるとのことですが、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

特段の御異論もございませんので、御了承いただいたものと整理をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次に2ページの（イ）に移りたいと思っております。

前記（ア）に記載した働き方改革関連以外の調査事項の変更・削除等について、でございます。変更内容は、7ページの別紙2にまとめられております。

本文の2ページに戻り、その一番下の段落をご覧ください。「これらについては」の段落に記載いたしましたように、変更内容については、各種行政施策への利活用に資する観点から調査事項の変更等を行うもの、又は調査結果の利活用が低調なものや他の調査事項により類似の結果を得ることが可能なものについて、報告者負担の軽減の観点から削除等を行うものという二つの観点から、「適当」と評価をしております。

この部分については、いかがでございましょうか。御意見、御質問などございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、特段の御異論などございませんようですので、これも御了承いただいたものと整理させていただきます。ありがとうございました。

次に、「イ 集計事項の変更」、についてです。変更内容は、①調査事項の変更に伴う見直し、②利活用ニーズの状況を踏まえた変更、そして、「都道府県編」と「主要地域編」の「地域編」への統合でございます。

これらにつきましては、①調査事項の変更を集計事項に適切に反映するもの、②利活用状況を踏まえて必要な集計表を精査するとともに、地域に関する結果を同一の集計表に一括して表章することにより、一元的に閲覧することを可能にし、利用者の利便性の向上に資するものという二つの理由から、「おおむね適当」としております。

ただし、フリーランスの集計につきましては、統計委員会において、そして、この部会でも、様々な御意見を頂きましたので、(イ)としてまとめました。

まず、今回の集計に当たり、フリーランスガイドラインの定義に準拠することについては、i から iii に記載した理由で、「おおむね適当」といたしました。3 ページの中ほどでございます。

しかしながら、この定義案のうち、「自身の経験や知識、スキルを活用して」の要件については、これに対応する調査事項は殊更に設けられておりません。そのため、経験やスキルの有無について、どのような基準で判断したのかという疑義を招きかねないという懸念が生じたところです。

そこで、本調査の集計における「フリーランス」の定義については、総務省統計局からの修正回答に沿って、4 ページの枠囲みに記載されているとおり、「実店舗がなく、雇人もいない自営業主又は一人社長であって、その仕事で収入を得る者」とした上で、「自身の経験や知識、スキルを活用して」との要件を本調査ではどのように取り扱っているかについては、別途丁寧に説明するよう指摘してはどうかと考えております。

また、審議の過程では、総務省統計局から、経験・スキルの要素を含む他の調査事項の利用による分析も可能との御説明がありましたので、そのような情報提供も積極的に行うよう併せて指摘したいと考えております。

また、b でございますが、これまで把握してきた従業上の地位や雇用形態の区分が、いわば縦割りの概念であるのに対し、今回、新たに集計するフリーランスが横串の概念であることから、相互の関係を、より具体的に表すという観点から、一部の集計表についてフリーランスの内訳を示す集計表を作成することを指摘してはどうかと考えております。

以上が集計事項の変更についての部分でございます。このような整理ですが、いかがでございましょうか。御意見はございませんでしょうか。御指摘などありましたら御発言をお願いいたします。

記入要領などに、明確に、丁寧に、具体的にいろいろなことを記載していただくようお願いしております。とはいえ、あまり細かく記載し過ぎてしまいますと、回答者にとって別な意味での負担になりかねませんので、できる限り分かりやすく、ただし誤解のないように、漏れがないようにという御対応をお願いしたいと思います。何か御意見ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これについても特段の御異論などございませんでしたので、御了承いただいたものと整理をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に4ページの「ウ 報告者数の変更」に移りたいと思います。

今回の変更は、世帯数を約52万世帯から約54万世帯に変更することにより、15歳以上の世帯員約108万人という報告者数のターゲットを維持するというものです。

これについては、1世帯当たりの平均世帯人数の減少という我が国の人口の構造的変化を踏まえた対応であり、これまで実施してきた調査と同規模の世帯員数を報告者として確保し、結果精度の維持を図るために必要な対応であることから、「適当」としております。

このような整理でよろしいでしょうか。御意見はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、特段の御異論はございませんでしたので、御了承いただいたものといたしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次に同じページの「エ 調査方法の変更」に移りたいと思います。

まず、(ア)の郵送回収の導入についてです。

これについては、昼間不在世帯やオートロックマンションの増加のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大の関係で、感染拡大防止等の観点から、調査員と報告者・回答者が対面しない方法により調査票のやり取りを行うことが求められる場面が増えているといった状況を書き加えた上で、「おおむね適当」としております。

ただし、部会の審議を踏まえて、bのところ、①調査票の提出状況管理システムの整備に当たり、扱いやすいものにするを通じて、調査事務従事者への支援を十全にする必要があること、そして管理システムを使い勝手のよいものにしていただくというようお願いしております。また、②郵送で提出された調査票の一次審査を行うことになる市区町村が、業務を円滑かつ効率的に遂行できるよう、十分に連携・調整を図る必要があること、この2点を指摘してはどうかと考えております。

このような整理でよろしいでしょうか。御意見、御指摘はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、特段の御異論等はございませんでしたので、これも御了承いただいたものと整理させていただきます。ありがとうございました。

それでは、次に、5ページの(イ)のオンライン調査に関する部分に移りたいと思います。これは、前回答申で示された課題への対応に当たる部分でもあります。

これにつきましては、①オンラインによる回答を促進するためのリーフレットを新たに作成し、効果的な時期に配布すること、また、②として、レスポンスデザインによる電子調査票を開発することが計画されていることから、課題への対応は、「適当」としております。

このような整理でよろしいでしょうか。御異論ございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、これについても特段の御異論はございませんでしたので、御了承いただいたものと整理をいたします。ありがとうございました。

以上が、今回の変更内容に関する部会としての評価になります。

次に、形式的な扱いとなりますが、前回答申時の課題への対応状況の項目を設けており

ます。これらについては、今回の調査計画の変更事項と併せて審議をいたしましたので、答申案の該当箇所を記載するにとどめております。

以上が、今回の変更についての評価や意見となりますが、最後に、今回の審議を通じて想定される「今後の課題」について、「3」の部分で、二つ挙げております。5ページでございます。

まず、(1)では、今回の審議でも多くの御意見を頂きましたとおり、フリーランスについては様々な定義がみられます。令和4年に実施する本調査は、基幹統計調査として初めてフリーランスについての統計を集計するというところで、政府統計調査によるフリーランスに関するデータ収集の第一歩であり、今回準拠する公的な定義についても、今後変更されていく可能性があります。

ですので、フリーランスの定義の変化について、今後も注視し、本調査において的確な集計が継続的に行われるよう対応することを課題としてはどうか、と考えております。

また、経験やスキルの把握については、今回、調査事項として具体化されておきませんが、今後の定義の在り方とあいまって、引き続き課題とするべきであると考えておりますので、それも記載しております。

次に、(2)でございます。今回から導入される調査票の郵送提出は、報告者・回答者や調査員にとって、一定の長所がある一方で、調査票の未記入や誤記入といった問題が増加することが懸念されております。

つきましては、部会での御指摘も踏まえ、調査票の提出方法ごとに調査票の記入状況について分析・検証し、郵送提出の導入による影響を確認することを課題としてはどうか、と考えております。

以上、2点を課題としてはどうか、と考えております。いかがでございましょうか。御意見、御指摘はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

これは、部会審議や統計委員会で頂いた多くの御意見や御指摘の対応に、これからも取り組んでいただくとという意味で、具体的に「今後の課題」とし挙げたものです。繰り返しの恐縮ですが、今回はあくまで第一歩ですので、今後、特にフリーランスについては、概念の更なる充実化を図っていただきたいと思います。そしてまた、国民の皆様が使っていただけるような統計にしていくための最初のステップと考えております。そうなっていくよう期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、特段の御異論など頂きませんでしたので、これについても御了承いただいたものと整理をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上で、一通り、答申案の内容を御確認いただきましたが、この内容を踏まえて、答申案の冒頭に戻っていただけますでしょうか。

1(1)「承認の適否」におきまして、全体としては、変更を承認して差し支えなく、一部変更の必要あり、という取りまとめにしております。

この承認の適否も含め、答申案全体を通じて、改めて、何か御意見はございますか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、この答申案全体についても、御了承いただいたと整理をさせていただきたいと思えます。

本日の部会では、答申案に実質的な修正を加えるような御意見はございませんでしたので、改めて御意見を募るということはず、就業構造基本調査の変更についての本部会の審議を終了したいと思えます。

ただ、統計委員会に報告するに当たり、私の方で答申案を改めて読み直し、表現ぶりの修正が必要な部分がございますら、適宜対応したいと思えます。これについては、皆様にも状況報告しつつ、最終的に私に御一任いただけたらと存じます。よろしく願いいたします。

1回目の部会以来、本当に多くの有意義かつ有用な御質問、御指摘を頂き、本当にありがとうございました。また、活発かつ円滑な審議に御協力を頂き、心から御礼を申し上げます。

最後に、事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局、内山でございます。本日も御審議ありがとうございました。

部会長からも御説明がありましたとおり、本日で部会審議は終了ということになります。答申案につきましては、本日の部会で特段の御意見がございませんでしたので、今お示しをしている資料2の答申案で進めていくということになります。

ただ、今後、文書審査的な字句の修正などの細かい修正があるかと思えます。部会長とともに再確認し、そのような部分があれば、修正をした上で、最終的に固まりましたという連絡を差し上げたいと思っております。

ですので、部会長からもありましたとおり、改めて書面決議はせずに、本日の部会で、答申案は、基本的には採択いただいたという取扱いになろうかと思えます。よろしく願いいたします。

なお、部会の議事録につきましては、事務局で作成次第、メールで御照会をいたします。11月4日、22日、そして本日で3回分ございますけれども、御負担にならないような形で順次確認のお願いを差し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、部会の審議といたしましては、これで終了となります。御参加いただき本当にありがとうございました。